

## 保健医療福祉協議会部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保健医療福祉協議会条例（平成16年秋田県条例第15号）第6条の規定に基づき設置する部会について定めることを目的とする。

(設置部会)

第2条 協議会には、次の部会を設置するものとする。

- (1) 地域医療推進部会
- (2) 救急・災害医療検討部会
- (3) 献血推進部会
- (4) 前各号に掲げるもののほか、各地域振興局福祉環境部長が必要と認める部会

(部会の所掌事項)

第3条 前条各号に掲げる部会は、それぞれ次の事項を所掌するものとする。

ただし、秋田地域保健医療福祉協議会献血推進部会の所掌事項については、秋田市保健所が所管する地域に関する事項を除くものとする。

- (1) 地域医療推進部会
  - ア 地域における医療体制の把握と推進策に関する事
  - イ プライマリ・ケアの確保と推進策に関する事
  - ウ 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事
  - エ 地域における公的病院等の役割や在り方の検討及び民間医療機関との機能分担と連携に関する事
  - オ その他医療体制の確保に関し必要な事項
- (2) 救急・災害医療検討部会
  - ア 救急医療体制及び高度救急医療体制の在り方及び推進策に関する事
  - イ 地域における災害医療体制の把握と推進策に関する事
  - ウ 秋田県災害医療救護計画の推進及び周知徹底に関する事
  - エ 秋田県救急・災害医療検討委員会に協議する事項に関する事
  - オ その他災害医療対策の強化に関し必要な事項
- (3) 献血推進部会
  - ア 献血思想の普及に関する事
  - イ 献血推進計画に関する事
  - ウ 献血推進ボランティアの育成に関する事
  - エ 献血者登録制度の推進に関する事
  - オ 献血事業の表彰に関する事
  - カ その他献血の推進に関し必要な事項

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は地域振興局福祉環境部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。